

無償化・補助事業チェックシート 届出保育施設版

🔊 届出保育施設を利用開始したとき、年度初め、転入・転出があった場合に確認してください。

- ・保護者と児童が天童市に住所がある期間のみ対象です。
- ・保育料は契約している月額等の料金を指し、一時的な利用の料金や延長保育料、送迎費や教材費等は含まれません。
- ・一度保育料を支払った後に還付になる場合と、最初から減免した保育料を支払う場合がありますので、施設に確認してください。
- ・転入・転出があった場合や、要件を満たさなくなった場合、変更がある場合は、必ず施設に申し出てください。



優先順位	制度	クラス 年齢 (4/1時点 年齢)	補助・支給 内容 (料金は全て月額)	要件 (全て満たす必要)	☑	入所時 申請時 必要書類	備考
1	国の無償化 (施設等利用 給付)	0-2歳児	保育料 42,000円まで	・市民税非課税世帯である。 (父母の所得が合計48万円以下の場合、 生計が同一の祖父母の状況も確認しま す。) ・父母ともに保育の必要性がある。※1		・認定申請書 ・保育の必要性の証明書(就労 証明書等) ・課税証明書(転入者のみ)	企業主導型保育施設の場合 は、原則市を経由せず施設で の手続になりますが、地域特 をご利用の方は左の書類が必 要です。
		3-5歳児	保育料 37,000円まで	・父母ともに保育の必要性がある。※1		・認定申請書 ・保育の必要性の証明書	
2-1	市の子育て 支援事業費 補助金 (段階的負担 軽減分)	届出保育施 設の0-2歳 児	保育料 42,000円まで	・世帯の市民税所得割額が97,000円未満 である。 (父母の所得が合計48万円以下の場合、 生計が同一の祖父母の状況も確認しま す。) ・国の無償化を受けていない(1の制度に 該当しない)。 ・父母ともに保育の必要性がある。※1		【市内施設】 ・保護者調書(全員) ・課税証明書(転入者のみ) ・保育の必要性に係る(対象者 のみ) ・保育の必要性の証明書(就労 証明書等。対象者のみ)	
		企業主導型 保育施設の 0歳児	保育料 37,100円まで				
		企業主導型 保育施設の 1-2歳	保育料 37,000円まで				
2-2	市の子育て 支援事業費 補助金 (通常減免 分)	0-5歳児	保育施設等を利用して いる子の中で数えて ・第1子 保育料の4分の1 (6,000円上限) ・第2子 保育料の2分の1 (12,000円上限) ・第3子 保育料の10分の10 (24,000円上限) ※保育料は2-1の制度 適用後の額	・国の無償化を受けていない(1の制度に 該当しない)。		【市外施設】 特になし ※市へお電話ください	【市外施設】 4-8月分、3-9月分に分けて2 回の申請です。 必要書類は保護者に郵送しま すので、入所時に市へお電話 ください。
3	市の第3子 以降無料化 補助金	0-5歳児	・1,2-1,2-2の制度 適用後に残った保育料 ・主食費 ・副食費 ・冷暖房費	・18歳未満の子(経済的に自立している子 を除く)の中で数えて第3子以降にあたる。 ・保護者に市民税の滞納がない。		【市内施設】 ・保護者調書 【市外施設】 ・保護者調書 ※市へお電話ください	施設が市に申請し、補助金は 保護者に振り込まれます。 入所時に市へお電話くださ い。

※1 保育の必要性とは

	必要書類
① 就労=月48時間以上就労している方(農業、自営業、内職等を含む)	就労証明書+自営業・農業等の場合は事業内容がわか る書類(事業開始届・取引証明書・出荷証明書・確定 申告書(収支内訳書)の写し等)
② 妊娠・出産=出産予定日の前8週又は後10週の方	母子健康手帳の写し ※表紙と出産予定日のページ
③ 保護者の疾病、障がい	主治医の診断書または身体障害者手帳の写し等
④ 同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護	③と同じ、又は介護保険証の写し等
⑤ 災害復旧	り災証明書の写し等
⑥ 求職活動(開始から90日間のみ対象)	ハローワークカードの写し
⑦ 就学	在学証明(就学時間、在学期間を記載)の写し等
⑧ 虐待やDVのおそれがある場合	特になし
⑨ 甲告児童の弟・妹のための育児休業中であるが、甲告児童が育休前から既に施設を利 用しており、引き続き利用が必要である場合(申告児童自身のための育休は不可)	就労証明書(復職予定日を必ず記入すること)